

「働きやすい会社」の条件とは？

◆上位10社のうち6社が電機業界

日本経済新聞が行った2010年の「働きやすい会社」ランキングが発表されました。

上位から「ソニー」「東芝」「パナソニック」「日立製作所」「凸版印刷」「富士通」と名だたる企業が続いています。

◆企業の人事・労務制度の充実度を点数化

この調査では、働きやすさの条件として、
(1)社員の意欲を向上させる制度
(2)人材の採用・育成と評価
(3)働く側に配慮した職場づくり
(4)子育てに配慮した職場が挙げられています。

上記の項目はいずれも人事・労務の充実度に関するものであり、これらを点数化し、働く人が何を重視するかを加味して配点が決定され、結果がランキングに反映されています。

◆いかに働きやすい職場をつくるか

働く人が重視する項目に関するアンケートでは、「年次有給休暇の取りやすさ」

(48.5%)、「実労働時間の適正さ」(35.6%)などが上位を占めています。

この結果は、ワークライフバランスの影響を受けたものと見ることができますが、現実的には、多くの社員が「年次有給休暇を取りにくい」、「長時間労働が慢性化している」と考えている企業が、中小企業を中心に多いのではないのでしょうか。

◆会社と社員が一体となった取組みを

適正な人員配置を行い、業務の効率化を図り、労働時間の短縮を図ることは、企業経営にとって永遠のテーマであると言えるでしょう。そのためには、会社が作った制度や諸規程について、労使がその具体的な取組みについて話し合い、より理解度を深める取組みを行うことが必要なのではないのでしょうか。

介護労働者の離職率が減少傾向

◆前年度比1.7ポイント減で17%に

介護労働者の離職率が前年度比1.7ポイント減の「17.0%」となったことが、財団法人介護労働安定センターが実施した「介護労働実態調査」で明らかに

なりました。

◆採用率25.2%、離職率17.0%

この調査では、訪問介護員および介護職員の1年間(平成20年10月1日～平成21年9月30日)の採用率と離職率を調べた結果、採用率が25.2%、離職率が17.0%となりました。

1年未満の離職率は43.1%、1年以上3年未満の離職率は32.5%と高く、事業所側では、早期の離職防止や定着促進のため、「職場内の仕事上のコミュニケーションの円滑化を図っている」(56.5%)、「労働時間の希望を聞いている」(53.8%)、「賃金・労働時間等の労働条件の改善を行っている」(50.7%)などの方策をとっているようです。

◆教育や研修の状況

訪問介護員および介護職員に対する教育や研修の状況については、人材育成のため「教育・研修計画を立てている」が50.4%、「教育・研修に積極的に参加させる」が43.7%、「採用時の教育・研修の充実」が36.5%でした。

過去1年間の教育・研修内容では、「介護技術・知識」が73.2%、「安全対策」が60.5%、「接遇・マナー」が54.9%でした。

◆運営上の課題は？

介護サービスを運営していくうえでの問題点については、「今の介護報酬では、人材確保等に十分な賃金を払えない」(52.7%)がトップでした。

介護事業所にとっては、労働条件の向上や職場環境の改善を進め、いかに従業員満足度を高められるかが、定着率を上げるための鍵と言えるでしょう。

□■最近の動き

□■□■□■□■□■□
●完全失業率が2カ月連続で改善 5.1%に(10月1日)

総務省が8月の完全失業率および有効求人倍率を発表した。

・完全失業率5.1%(前月比0.1ポイント低下、2カ月連続で改善)
・有効求人倍率0.54倍(同0.01ポイント増、4カ月連続で改善)

●精神疾患にかかる労災認定を迅速化へ 厚労省方針(10月15日)

厚生労働省は、労災認定の判断指針を改正し、業務上のストレス等により精神疾患となった人の労災認定を迅速化する方針を示した。

昨年度平均で「8.7カ月」かかっているが、「治療や職場復帰が遅れる」との意見を受け、「6カ月」以内の認定を目指すとしている。

●出産費用は全国平均で47万3,600円(10月14日)

厚生労働省は、今年8月時点における妊婦の出産費用が全国平均で47万3,600円だったと発表した。昨年1月時点(42万円)から大幅に増加した。なお、出産育児一時金は昨年10月から4万円引き上げられ、原則42万円(来年3月までの時限措置)となっている。

●年金保険料の悪質滞納者を国税庁が強制徴収へ(10月20日)

厚生労働省は、年金保険料の悪質滞納者に対する強制徴収について、11月にも国税庁に委任して行わせる方針を明らかにした。対象は、滞納期間2年以上、滞納額1億円以上の事業所または年間所得1,000万円以上の人で、「財産隠し」のおそれがあるケース。

●介護保険負担増で厚労省案が示される(10月29日)

厚生労働省は、社会保障審議会(介護保険部会)において、介護保険料抑制のため、利用者負担を増やす方針の提案を行った。「高所得者の自己負担

割合引上げ」や「ケアプラン作成費用の徴収」など、11月中に方針をまとめる。

11月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日
○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15日
○所得税の予定納税額の減額承認申請の提出 [税務署]

30日
○個人事業税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]

○所得税の予定納税額の納付<第2期分> [郵便局または銀行]

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]

当事務所より一言

介護労働者の職場環境、労働条件等が向上されていることがうかがえます。

現在介護保険制度は、その財源等含めた改革について大いに議論されるべき課題があります。さらなる改善、向上を期待したいと思います。